慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英国の「インダストリヤル、ユニオニズム」
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.1 (1920. 1) ,p.23- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200101-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

なるを示す所以にして、只だ之れが減少の程度に至りては自から企業家の利害得失を考慮の內に入れざるを得ず、何となれば斯くの如き時間の減少が企業家にとりて著しき損失を意味する場合に於ては彼等は既婚婦人勞働者を各自の工場內より解雇するに至る可く、其結果、婦人勞働者は家內工業に赴く可きも、然かも家內工業は工場工業に比して其勞銀低きを常とするを以て彼等の生活は之れが爲めに少からざる壓抑を被むるに至る可し、吾人は、此の場合に於て企業家をして左迄多くの犧牲を拂はしめずして既婚婦人勞働者を使役し得る方法として半休制度(Halbzeitsystem)の有效なることを主張せんとするものなり、即ち工場內に於て既婚婦人勞働者が雇傭せらるゝ場合には普通一人の婦人勞働者が從事す可き處に既婚婦人勞働者二人を以てし、其一人を午前に他の一人を午後に一週交代に使役するに於ては自から是等の既婚婦人勞働者は一面家庭に於ける監督の實を擧げ得ること以前の場合に比して遙かに大なると共に、其間家內工業に從事し得ることは自から家計上に於ける收入を增加し得る結果となるに至る可し、吾人は母性的地位と工場工業との間に深き矛盾の存することを認むるものなると共に、之れが矛盾をを比較的少くする方法としては、彼等の工場內に於ける就業時間を減少せしむること絕對に必要なりと信ずるものなり。(完)

英國の「インダストリヤル、ユニオニズム」

堀江歸一

一

千九百十九年版の勞働年鑑に據て、英國職工組合の趨勢を窺うに、組合の數は近年次第に減少し一方に組合に屬する勞働者の數は漸を以て、增加する事實の歷然たるものあり。試に千八百九十九年と千九百十六年とを比較するに、前者に於ては組合の數一千三百十、所屬勞働者の數百八十六萬九百十三、一組合所屬平均勞働者の數一千四百二十八人なりしに後者に於ては、組合の數は一千百十五に減少したるに拘はらず、組合員の數は四百三十九萬九千六百九十六人に增加し、隨て一組合所屬平均勞働者の數亦三千九百四十五人に增加したり。職工組合をして傭者に對して、勞働條件の決定に充分の勢力を發揮せしむるには、各種の組合の上に、聯合會を設立し、聯合會統率の下に、所屬組合をして聯合的行動に出でしむるを一策と

すると共に、職工組合は他の組合と合併を計畫し、一組合をして從來二個以上の組合の有したる勢力を擁せしむるも、他の一策たるを失はず。前者を聯合（フエデレーシヨン）と云ひ、後者を合併（アマルガメーシヨン）と云ひ、其名稱を異にするが如く、其效果に於ても亦異なるものなきを得ず。英國の職工組合が前記の統計に於て示さるゝが如く、組合其ものゝ數を減じて、所屬組合員の數に增加を告げたるは、要するに各種組合の間に合併の行はるゝ證據なりとす可し。然らば何故に職工組合は近時に至りて、特に他と合併して、其大を成さんとしつゝあるか、一個の問題たるを失はざるなり。

元來職工組合の沿革に據れば、組合を組織するに就ては、三種の異なれる主義の存するを見る可し。第一技工組合主義(Craft Unionism)第二職業的組合主義(Occupational Unionism)第三產業的組合主義(Industrial Unionism)と稱せらるゝものの是れなり。第一の技工組合主義は英國勞働者團體の形態として、最も舊式に屬し、或る一の產業上に於ける課程又は互に類似する二三課程に從事する勞働者間に組合を組織するを以て、其本旨とす。或は鑄鐵工組合と云ひ、或は煉化工組合と云ふの類なり。此種の組合に於ては、組合間に於ける關係密接にして、利害亦融和するものありと雖も、元來成立の由來より、規模の狹小なるを常とし、隨て傭者に對して、或る要求を爲す場合に、他の組合の援助を藉らざれば、之を貫徹するに難く、爭議の起れるに當り、之に處する財力も亦制限せらるゝを免がれず。第二の職業的組合主義と稱するは同種職業に從事する勞働者間に於ける團結にして、或は機械工組合と云ひ、或は建築工組合、坑夫組合と云ふが如き、此適例なり。英國に於て從來職工組合の發達して、今日に至れるは、專ら此形式に依れるものなるが、近時に至り、更に組合の組織に關して、別種の主義を生じたり。產業的組合主義は即ち是れにして、一の傭者又は一團の傭者に使役せらるゝ總ての勞働者を擧げて、一の組合に屬せしめ、從來の組合に對する大同團結を以て、任ずるを其本旨とす。

元來職工組合の起るや、勞働者間に於ける自治的團結を以て、其趣意とするものなるが故に、技工組合主義に於けるが如く、利害關係の一致せる者の間に團結を組織し、一致協力以て傭者に當り、最も有利なる團體的協約を爲さしむるは、能く組合の目的を貫徹する所以なりと認めざる可からず。啻に然るのみならず、技術の程度頗る高く、且つ其高き程度の略ぼ同一なる勞働者のみ集まりて、小規模の組合を

組織するときは、能く一の市場に於て、技術の供給を其組合に獨占するを得るを以て、此地位を擁して、組合は傭者と良好なる勞働條件を決定するを得べく、他の同種職工が熟練の程度を進めて、組合の維持しつゝある標準に達せざる限り、永く如上の地位を保持するを得べし。而して時に同種職工中、右の程度に技術の標準の上進したる者ありとするも、一時に多數者の輩出するに非ず、自ら其數に限りあるを以て、是等を漸次組合に網羅するの方針に出づるときは、組合自ら組合員の爲めに、其制限的地位を永續するに困難を感せず、然らば小規模の組合が解散して、他の組合と合併し、大なる組合の下に、時に不利なる決議に服從することを强ひらるゝを不可なりとするは當然にして、技工組合主義なるもの、多年に亘りて、支持せられたるが如き、偶然に非ざるなり。

然るに技工組合主義が漸次變遷して、職業的組合主義に推移するは何故なるか。其根本の原因は前者の主義を以てしては、充分に勞働者團結の職分を成就するを得ざるを以てなり。蓋し職工組合の職務として共濟的に屬するものと、鬪爭的に屬するものと二種の別あり、現代に於ては共濟的職分に比較して、鬪爭的職分の重大なる意義を有し、勞働者の社會的地位を上進するに、效果の大なるは、吾輩が幾多の機會に於て、論述したる所なり。今、技工組合主義に依ると、職業的組合主義に依ると、其孰れを以てして、職工組合をして能く上記二種の職務を盡さしむるを得るやと云へば、其前者に非ずして、後者に外ならざることを認むるを得べし。共濟的職務に就て考ふるに、多數の組合員を有し、且つ事務の繁多なる組合は小規模の組合よりも、財政上の基礎に於て、鞏固なるを得るのみならず、職工組合が鬪爭的職分の一として、同盟罷業を行ふ場合に就て考ふるに、大規模の組合が同盟罷業を敢行して、其目的を果すに、大なる便宜を有するや、論を俟たず。殊に今日の勞働爭議に於ては、傭者は勞働者が同盟罷業を行はざるに先だちて勞働者を壓迫し、又勞働者は傭者が同盟解傭を敢行せざる間に於て、傭者を强要し、以て勞働條件を變更せしむるを策の上乘を得たるものとす可く、爭議を重ねて、慘憺たる狀況の下に、事件を解決するが如き、事の可なるを認むる能はず。斯る場合に組合の規模の大小は實際に如何なる關係を有するやと云ふに、小規模の組合にして孤立の地位に居るものは(一)財政上の實力薄弱にして、長期の同盟罷業に堪ゆる能はず、隨て長期に亘る

可き同盟罷業を決行するに就て、躊躇するを免かれず(二)爭議に臨んで、傭者の爲めに、結合を打破せらる可く、假令ひ其組合が熟練勞働者のみに依て、組織せらるゝとするも、傭者は爭議に接するや、聊か熟練の程度の劣れる者を使役し、又は機械の利用を盛にして、以て組合所屬勞働者の行ふ能業に對抗するの手段に出づ可きが故に、單一の組合の行ふ同盟罷業は成功するの機會に乏しきの嘆を免かれず。玆に於てか熟練勞働者は技術の同等なる者の間に於て、組合を組織し、其同等なる者は力めて組合に網羅するのみならず、熟練の程度の劣れる者をも組合に網羅するを必要とし、小なる組合は他と合して、宜しく其大を成すの方針に向はざる可からざるの道理なり。

二

然れども斯く職工組合の規模を大にし、以て傭者に對抗する實力を豐ならしむる場合に、聯合（フエデレーション）の形態を以てすると、合併（アマルガメーション）の形態を以てすると、孰れを可なりとするやは、一個の問題なり。組合の聯合は組合自身の意思に依て、自由に行はるれども、組合の合併に就ては、千九百十七年職工組合々併法なるもの制定せられ、從來千八百七十六年の職工組合法修正法に據り、各組合に於ける組合員三分の二以上の同意に依て、合併するを得る規定を改正し、各組合に於て投票權を有する半數以上の組合員出席し、反對投票に對して、二割以上を超過する賛成投票あるときは、合併の決議を成立せしむるを得ることゝしたり。故に職工組合の合併は法律上の規定に依て、之を便宜ならしむるの勢に居るものと認むるを得べし。唯職工組合が聯合會に統率せられて、各組合の關係を律し、組合各自の間に於ける獨立を維持し、又個性を發揮しつゝある場合と組合間に行はるゝ合併の下に、二以上の組合が全然一個の組合に化し去る場合とを比較して、其間に著しき相違を生ずるは、標準賃銀決定の場合に於て然るを見る可し。蓋し職工組合が前記の技工組合主義の下に、技術上の標準の相匹せる者のみを組合に網羅するときは、標準賃銀の制を立つることの容易なると共に、之を傭者に要求して、其承認を經ることも亦極めて自然なるを得べしと雖も、職業的組合主義に據り、單に同一の職業に從事するの故を以て、職工の組合に加入することを許し、其有する技術の標準に就て、詮衡の嚴峻を缺くときは、標準賃銀を決定し、又之を維持する場合に、或る程度の人爲的支配を加

へざる可からず。　從來英國の職工組合は組合加入の資格を嚴重にして、自ら制限的團結を以て居り、標準賃銀の維持を容易ならしむるか、又は組合所屬勞働者の數を多くし、假令ひ勞働上の技術に於ては、懸隔ありとするも、多數の威力に依賴して、以て勞働條件の改善を傭者に强ゆるを可なりとするか、岐路に迷へるの趣なきを得ざりき。　技工組合主義の純乎たる形式のものに比較せんか、職業的組合は聊か組合中に不純の分子の混入を許す跡の明瞭なるを蔽ふ能はず、然も技工組合と職業的組合との間に存する差違は程度の問題にして、事の本質に深く關係するものと見る可からざるなり。

然も一歩を轉じて、産業的組合主義に就て、觀察を下さんか、此組合が技工組合又は職業的組合に對して、相違する所は決して程度の問題に非ず、寧ろ性質に於て、相違することの大なるを知らざる可からず。　産業的組合主義が英國に發生したる來歷に就ては、後に之を論述し、今は其性質に就て一言せんに、産業的組合主義の主張者は今日の社會を支配するに、組合所屬員の團結を以てし、勞働者階級の爲めに、産業を支配するの權能を擧げて、主義者の掌裡に移さんとし、從來の如く勞働者をして資本主義と妥協せしむるの餘地を認めず、又國家が如何に改造せらるゝも、國家と産業の管理權を分擔することを欲せざるなり。　而して彼等の胸臆に懷抱する新組織の社會の進むに就て、其取らんとする方法に關しては所說の一致を見る能はず。　或る者は勞働者階級の政治運動を以て、資本主義的國家を改造するに必要なりとすれども、他の者は勞働者の政治に干與するを好まず、彼等をして單に産業上の武器を有するに止めしめんとす。　斯の如く取る可き手段に就ては、意見の相違するものありと雖も、其孰れに屬するを問はず、産業的組合主義者の主張する所を以てすれば、職工組合に廣く熟練不熟練兩種の勞働者を網羅し、職工組合を以て、階級鬪爭の具に充てんとするの一點に於ては、毫も異なる所あるを見ず。　即ち彼等の見解を以てすれば、從來の如く、勞働者中、勞働上に熟練を有する者のみが集まりて職業的組合を組織する一方に、不熟練勞働者亦別種の組合を組織し、兩者共に勞働者と稱する一大階級に屬するに拘はらず、前者の勢力を以て、時に後者を壓迫するは不合理の甚だしきものとす可く、斯る勞働者階級に於ける種別の存するに於ては、到底其階級の利益を發揚する能はざるを以て、宜しく斯る種別を一掃し、

階級を基礎として設立せられたる組織の内に是等を抱擁せしめんとするもの、即ち產業的組合の眼目として、常に重要視せらるゝ所なり。故に資本的生產組織に對する武器として見るときは產業的組合に大なる戰鬪力の存することを否定す可からず。是れ此組合主義者の產業的組合に認むる第一の長所なり。即ち今日の資本主義なるものは、團體的に資本家を蒐集し、集合的に資本を徵收して、以て大規模の生產を營み、之に必要なる勞働者を使役する以上は、勞働者も一集團を爲して、以て資本家に當らざる可からず。然るに從來の職業的組合に於ては、資本の大集團に對して、爭う可き實力を缺き、資本家の魔手は往々にして勞働者をして互に離反するの已むを得ざるに至らしめたり。

故に今日產業的組合主義の主張せらるゝ論據の一は勞働者としての階級の利害を保護するの一事に外ならず。而して第二の論據とする所は斯く勞働者階級の發展したる場合に產業的組合主義の下に、此階級をして產業を管理せしむるの希望に存するものとす。若しも職工組合の目的とする所にして、單に勞働者を保護するの一事に存し、又現存する賃銀制度は飽くまでも之を存續し、其下に於て勞働條件を改善するに止まらんか、必ずしも職工組合の組織を根抵より改造するの問題を生せず、從來の如き職業的組合を以て、足れりとす可しと雖も、職工組合を基礎とし、又其勢力に依賴して、經濟組織を改善し、少なくとも勞働者をして產業界に於ける自治の衝に當らしめんとする以上は、從來の如き範圍の狹小なる勞働組合殊に一部の熟練勞働者のみを對手とする勞働組合を以て、可なりとする能はざるなり。

「インダストリアル、ユニオニズム」が如何なる程度まで、社會主義的思想の刺戟を蒙りて、發達したるものなるやは、本論に於て論述せざる可し。從來の經濟組織に於て、實際の生產者が自ら生產する所のものを享有する能はず、賃銀として遙に小なる部分を享有するに止まり、生產物と賃銀との差額は資本家階級の所屬と爲り、生產者の幸福や、快樂よりも此階級の豐滿を期することが、寧ろ經濟組織の目的と爲れり。即ち資本主義なるものは社會に於ける總ての人が衣食住に豊にして、文明生活の利益に浴することを希はず、所有階級に居る者に奢侈と權勢とを加ふることを欲するに過ぎず。此根本的事實より近代文明を苦しむる弊害は釀成せら

るゝものとす可し。從來の職工組合の如き、之に屬するを得る勞働者に或る利益を與ふるに止まり、總ての勞働者をして同樣の利益を享受せしむるの望なきものとすれば、之に對抗して、總ての勞働者を對手とする產業的組合の主義の主張せらるは偶然に非ざるなり。

三

然らば英國に於て「インダストリアル、ユニオニズム」が發達の緒に就きたるは、如何なる時期にして、又如何なる事情の下に、其端を發したるものなるか。蓋し千九百十年より同十一年に至る間、英國に於ては物價の騰貴に對して、賃銀上進せず、勞働者は生活の困難に驅られて、現狀に滿足する能はず、組合所屬勞働者の如き、其幹部の意嚮に反して、屢々同盟罷業を試み、世間を擧げて、勞働不安の狀態に陷らしめたり。然も此期間各種の職工組合は互に接近し來り、一方に不熟練勞働者の利害も全然閑却せられず、彼等の間に團結を設くるの機運を生じ、他の一方にウキリャム、デキー、ヘイウッド氏（合衆國に於て最も急進的意見を有する西部坑夫組合聯合會書記）の千九百十年英國を訪問せるに次ひで、トム、マン氏は濠洲より歸國し、勞働者に向つて、種々の新戰術を敎示したるが、同年の職工組合聯合會はベン、チレット氏の動議に依り、左記の決議案を可決したり。

局部的職工組合の現行制度を以てしては現代資本主義の蠶食的勢力と鬪ひて、成功を收むる能はず、既往並に現在に於ける局部的職工組合の效果は之を承認すれども、本會議は若しも現存の諸組合が諸種の產業に於て併合せられ、斯く併合せられたる組合の選擧に係る中心的業務執行委員會を戴き、且つ如何なる產業にも、同盟罷業あり、同盟解傭の起れる場合には、協同して行動するの權能を致し、一部に起れる利害を全部の利害とするの狀態に進まんか、更に大なる效果を擧げ、又勞働者の解放を急速ならしむるを得べし。故に本會議は對議院委員會をして英國に於ける總ての組合に向つて、上記の問題に對する意見を糺し、且つ合併の一般的計畫に着手することを勸告せしむるの必要を決議す。

故に英國に始めて「インダストリアル、ユニオニズム」の思想を導き、且つ之を職工組合大會の決議に上らしむるに至れるものは、即ちトム、マンなり。マンは千八百五十六年ワーウキックシャーに生れ、十歲の時、鑛山の勞働に就き、十二歲にして見

習機械工に轉じたるが、當時機械工は日曜日の勞働廢止と勞働時間の短縮とに依て、日常生活上に休暇を收め得たる時なりしを以て、マンは此機會を利用して、相當の敎育を受け、千八百八十九年の瓦斯從業者の同盟罷業にも、船渠人夫の同盟罷業にも活躍して、勞働界の爲めに力を致し、次ひで運送業人夫聯合會の會長に推され、歐洲大陸の諸港灣を視察し、千九百一年には濠洲殖民地を巡歷したり。マンの思想に大なる動搖を來したるは、此時にして、濠洲に出發する前まで、議院政策と職工組合主義とを信奉したるマンは英國に歸るや、直に直接行動を必要とする「インダストリアリスト」に急變したり。但しマンは現在の職工組合の存立を危うするを欲せず、又新組合を組織せんとしたるに非ず。唯從來の組合をして門戶を開放し、組織なき熟練なき勞働者を迎へて、組合の一員たらしめんとするものに外ならず。マンが「インダストリアル、シンヂキカリスト」と題し、連續して發行したる小冊子を繙けば、彼の信念に依て、英國に產業的組合主義の次第に誘導せられて、今日に至れることを明にするものあり。其第一號に曰く

吾人の理想とする所は資本主義を廢止することに依て、貧困を絕滅せんとするに在り。今日理解せらるゝ職工組合主義の如きものを以てせんか、到底勞働者を解放する能はず。其根本的弱點は一千百の組合が局部的性質を有し、勞働者階級としてのソリダリテヰーを缺き、其結果として科學的に階級鬪爭を行ふの機關を利用する能はざるの事實に存す。

第三號に於ては、勞働者が傭者に對して、長期の勞働契約を締結し、又賃銀增率を傭者に要求するに當り、豫告を與ふるの二點を警告して「資本家は鄭重に豫告を與へらるゝを奇貨とし、豫告期限の經過したる際に、勞働者の要求を拒絕して、些の痛痒を感せざる程度に、物資を貯藏するの手段を講ずるを常とす」と云ひ、第四號に於ては熟練勞働者と不熟練勞働者との連帶の必要を力說して「熟練勞働者の第一の任務は不熟練勞働者の賃銀に對して、實質的增率を加ふるの一事にして、斯くて傭者の最强の武器とする所を奪うは、熟練勞働者自身の利益なり」と云ひ、更に大英社會民主黨を脫退するに當り、マンは左の言を以て、議院政策の勞働運動に毫末の利益を與ふるに足らざる所以を明にしたり。曰く

愼重なる考量を經たる後、余は何故に英國に於ける職工組合主義の運動が無效

力の狀態に居るやの理由を尋ねて、勞働者が議院政策を過重視するの結果に外ならざることを確めたり。今日勞働運動又は社會主義運動に干與する思慮ある青年は、地方議會に地位を得るか、政府の官職に就くか、或は議院に議席を得るかに就て、意を勞しつゝあるは、蔽ふ可からざる事實なるが、斯の如くして經濟上の自由は決して獲得せらる可きものに非ず。玆に於てか余は直接產業組織を設け、之を方便として、勞働者をして資本制度を破壞せしめ、產業上並に社會上の運命を支配するの地位に立たしむることを期す。

マン一派が現在の經濟組織の下に生じつゝある職工組合の行動を不滿足とし、職工組合を改造し、更に改造せられたる職工組合を通じて、勞働者自ら產業を支配せんとする思想を懷抱したるは、上記の文章に據て、明白にして、恰も今回の歐洲戰爭を機會として、歐米諸國に發生し來りたる新思想に對する先驅と爲れるの觀あり。而してマン一派が斯く早く產業組織の革新を主張したるは、職工組合に對する不滿足と、議院政治の不徹底とに基くものなり。即ちクラフト、ユニオニズムに於ても、既に其職工組合たるに於ては勿論オツキユーペーシヨナル、ユニオニズムに

以上は、制限的條件の恪守は當然の數にして、職工組合所屬の勞働者をして勞働者中の貴族的階級に居らしめ、斯くて勞働者と稱する一階級中に於て、利害の相反撥する二種の階級を生ずるに至らしむるの弊を免がれず。職業的職工組合に此弊の伴うものありとすれば、之に對する反動として「インダストリアル、ユニオニズム」の主張せられ、又勞働者殊に職工組合の利益に浴せざる勞働者に依て、要求せらるゝことの偶然に非ざるを知る可きなり。而して此事たる、獨り英國に於て然るに非ず、合衆國に就ても亦同樣の趣の存することを認む可し。蓋し千九百六年九月アイ、ダブリユー、ダブリユーの第二回大會開催せらるゝや、將來の勞働運動に關する方針に就ては、過激を欲するものと、穩和を望むものとの間に、所說分岐し、人をして其孰れに歸嚮するやを知るに苦しましめたるが、千九百八年の第四回大會に於ては、勞働者の意嚮は產業的組合主義を承認して、動く所なく、左の如き決議を添加したり。

兩種階級間に於ては、爭鬪は世界の勞働者が一の階級として、自ら組織を設け、土地を所有し、生產の機關を所有し、而して賃銀制度を廢止したるの時に非ざれば、

其終熄を望む可からず。

「公正なる一日の勞働に對する公正なる一日の賃銀」と云ふが如き保守的格言に代ふるに、吾人は賃銀制度廢止と稱する標語を高唱せざる可からず。資本主義を一掃するは勞働者階級の使命にして、吾人の間に産業的に組織を設くることに依て、始めて此使命を達するを得べし。

四

産業的組合の英米兩國に於て、主張せらるゝや、既に年處を經たりとす可し。而して其一原因が職業的職工組合に對する不信任に繫がることは、曩に之を論述したるが、他の一原因は議院政策が勞働者の狀態を救濟し、彼等の希望する所に達するに就て、貢する所少なきの事實に存するものとす可し。蓋し歐洲諸國が普通選擧又は實質に於て、之に近き選擧制度の下に議院を民主化するに努めたる跡の著しきものあり、一方に勞働者亦此機運に乘じて、代表者を議院に送り、是等代表者を中心として、勞働黨を組織し、以て政界に勢力を張ると雖も、從來の勞働黨なるものが果して勞働者の眞正に必要とする所を代辯したりやと云へば、此點に就て大なる疑を挾まざるを得ず。否今日の議院なるものは、制限選擧制度の國に於ては勿論普通選擧の國に於ても、世人の希望する程度まで、民主的なるを得ず、寧ろ資本主義の下に存在する諸制度の一部と爲り、隨て勞働者に産業を管理するの權利を與へず、又勞働者をして其産出したる富に就て、公正なる分配に與らしむるに非ず、總て富を生産する機關を擧げて、勞働者の所有に歸せしめんとするにも非ず、漠然現在の經濟組織を維持し、資本家をして依然勞働者を統御するの地位に居らしめんとするの常なり。斯の如き狀態の下に、勞働者が職工組合又は其聯合會の政治的運動に依賴して、之に安んずるが如き、痴人の夢と異ならざるの嘆ありとす可し。

若しも今日の社會に於て、富の公正なる分配に就て進歩の徵候あり、又多數人民の生活狀態の改善せらるゝ望あらんか、世人は社會改良に關する既往並に現在の政策の將來に反覆せらるゝことに依て、現在の社會的患害を除却し、而して貧困の絕無なる、又機會均等の確實なる社會の出現を望むを得べしと雖も、資本主義國の多くを通じて、今日現に行はれつゝある富の分配に關する事實に就て見れば、上記の希望の空想に過ぎざることを知るに難からず。地代利潤等の形態に於て、一部

の國民に領有せらるゝ富は國民所得中の大部分を占め、一方に低廉なる賃銀の下に、衣食せざる可からざる勞働者の數は敢て少なしとせず。熟練勞働者の賃銀、勞働時間並に一般の生活標準點が近年著しく上進したるは、職工組合の勢力と社會的立法との然らしめたるものなりと雖も、然も其結果に就て見れば、一部分の勞働者を悲慘なる境遇より脫出せしむるに止まり、組織を有せず、技術に不熟練にして、又一所に定着せざる勞働者の狀態を改良したるを得たりやと云へば、何人も大なる疑を挾まざるを得ず。職工組合の如き、勞働者保護立法の如き、固より社會生活を改善するに必要ならざるに非ず、職工賠償法や、最低賃銀制度や、養老年金法の如きも、亦勞働者に有利なる影響を與ふ可しと雖も、其勞働者の數が全體の一部分に止まるは、爭う可からざる事實なり。果して然らば國家が近年の如く如何に社會政策上の施設を講ずるも、能く社會的平安を維持して、誤まらざるを得るや、大なる疑問とせざる可からず。況や現代の政府並に議會を支配するは資本主義の勢力にして、軍隊亦資本主義を擁護するの目的を以て、其進退を決するの場合少なからざるに於てをや。

上記の問題に就て、日本に關係したる事項を論ずるは、本論の目的とする所に非ず、否「インダストリアル、ユニオニズム」の如き、今日の日本に於て殆ど當面の關係を有せざるの問題なりとす。唯英米兩國に於て、近年「インダストリアル、ユニオニズム」の主張漸く盛にして、技工組合主義は勿論、職業的職工組合主義亦一般の贊成を博する能はざるに至れる今日、我國に於ては勞働者團結權未だ承認せられず、罷業權の如き、之を口にすることすら、尙ほ危險視するものある一方に、勞働者が社會に對し、又資本家に對して要求する所は賃銀の上進と勞働時間の短縮との外に出でず。斯る要求すら、容易に資本家の容るゝ所と爲らざるが如き、彼我の勞働問題に於ける事情を比較して、懸隔の大なるものあるを認めざる可からず。英米兩國共に職工組合殊に職業的職工組合に就ては、多年の經驗を有し、勞働者が此團體的生活の下に、訓練を得たることその久しきものあり。然も一朝「インダストリアル、ユニオニズム」の思潮、勞働者社會を風靡するや、資本勞働の關係の攪亂せられつゝあること今日の如しとすれば、職工組合なく、勞働者の全然無組織なる狀態に居る我國に於て、一躍「インダストリアル、ユニオニズム」に進まんとする場合に、如何なる混亂に接す可きや、今日より吾人の戒心を要する所なり。